

令和 5 年 5 月 26 日現在

機関番号：12501

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2022

課題番号：20K01307

研究課題名（和文）冷戦後の「要請による干渉」における目的論の展開の実証的分析

研究課題名（英文）purposes of the "intervention by invitation" in the post cold war era

研究代表者

藤澤 巖（FUJISAWA, Iwao）

千葉大学・大学院社会科学研究院・教授

研究者番号：20375603

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、一国の対内的な武力紛争に際して当該国の既存政府の要請または同意に基づいて外国が軍事力を行使するいわゆる「要請による干渉」を正当化するものとして提示される干渉の目的がどのように変動しているか、またその結果として、既存政府による「要請」または「同意」の要件にどのような変化が見出されるかを、（1）国連の集団安全保障体制との関連性、（2）被干渉国の「要請」が必要とされるかそれとも「同意（consent）」で足りるか、（3）そもそも「要請」や「同意」によらない、他国の国内武力紛争への軍事介入との比較という、3つの点に着目して実証的に検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

「要請による干渉」については、近年、「要請による干渉」は原則として禁止されるのであり、「要請による干渉」は、たとえば「テロとの戦い」のような、その追求する個別の目的によって例外的に国際法上許容されると主張する「目的論アプローチ」を提唱する学説が登場している。本研究は、このような近年の研究動向における「目的論アプローチ」を発展させ、干渉の目的を析出するために着目すべき諸要素を提示した点において、学術的意義を有する。

研究成果の概要（英文）：This project studied issues concerning "intervention by invitation", that is, involvement of a State's armed forces into a non-international armed conflict within the territory of another State with the consent or request of the established Government of the latter. This project examined the purpose-based approach to the legality of such intervention, with particular reference to (1) the relationship between such intervention by invitation and the UN collective security system, (2) the distinction between an established Government's "consent" and its "request (invitation)" in justifying such intervention, and (3) comparison between the purposes of intervention by invitation and those of intervention without invitation.

研究分野：国際法学

キーワード：国際法 干渉 主権

1. 研究開始当初の背景

本研究の対象は、一国の対内的な武力紛争に際して当該国の既存政府の要請または同意に基づいて外国が軍事力を行使するいわゆる「要請による干渉 (intervention by invitation)」である。「要請による干渉」については、万国国際法学会決議 (Annuaire de l'Institut de Droit International, vol.55 (1975), pp. 544-549) が、既存政府であるか否かを問わず、内戦の当事者への援助を原則的に禁止する立場を示して以来、「要請による干渉」は、国際法上違法であるというのが冷戦期の一般の見解であった。冷戦後、まず現在国連国際法委員会の委員でもあるノルテ (Georg Nolte) が、1999年に発表した著書において、第二次世界大戦後の国家実行においては、「諸政府の、諸限定および諸例外を伴うが原則的な、外国軍隊を要請する権能」が一般国際法上確立しているとの見解を表明した (Georg Nolte, *Eingreifen auf Einladung: Zur völkerrechtlichen Zulässigkeit des Einsatzes fremder Truppen im internen Konflikt auf Einladung der Regierung*, Berlin: Springer, 1999, pp. 602-604)。これに対し近年では、やはり「要請による干渉」は原則として禁止されるのであり、「要請による干渉」は、たとえば「テロとの戦い」のような、その追求する個別の目的によって例外的に国際法上許容されると主張する「目的論アプローチ」を提唱する学説が登場している (Karine Bannelier and Theodore Christakis, "Military Interventions against ISIL in Iraq, Syria and Libya, and the Legal Basis of Consent," *Leiden Journal of International Law*, Vol. 29 (2016), pp. 743-775)。

2. 研究の目的

このような近年の研究動向における「目的論アプローチ」は、既存政府の要請・同意により干渉が正当化されるか否かという従来の二分法的議論が単純に過ぎることを指摘し、干渉の目的を考慮したよりきめ細かな法的評価を提唱するものとして意義がある。しかし現状の「目的論アプローチ」は、干渉の目的を析出するために着目すべき諸要素も十分に提示していない。本研究は、「目的論アプローチ」のこれらの弱点を補うことを目的とする。

たとえば、「テロとの戦い」に代表される冷戦後の国家実行に観察される干渉の目的は、干渉国の安全保障上の利益の実現という目的を意味すると解釈する余地がある。しかし他方で、「テロとの戦い」とは、国際平和といったテロに対する国際社会全体の利益の実現を意味するとみることも可能である。さらには、テロに対する国内秩序の維持といった被干渉国の利益の実現を目的とすると考える立場もありうる。このように「要請による干渉」の目的的理解としては、「自衛」・「自己保存」といった干渉国の安全保障上の利益の実現、国内の平和・秩序維持といった被干渉国の安全保障上の利益の実現、国際の平和と安全といった国際社会全体の利益の実現、の3つを理論的に想定することができる。そこで本研究では、国家実行上観察される「要請による干渉」が、上記 ~ のいずれかの目的に収斂するような一貫した傾向を示しているか、あるいは複数の目的に拡散しているのか、検討した。

3. 研究の方法

国家実行において「要請による干渉」がいかなる目的を有しているかを解明するために、本研究では、以下の3つの点に着目した。これらの着目点が、従来の研究にはみられない本研究の独自性であると考えられる。

(1) 国連安全保障理事会の措置との関係性

近年の国家実行では、要請による干渉と国連憲章第7章に基づく活動が並行して展開する場合がある。ここからは、要請による干渉が、国連安全保障理事会による国際の平和と安全の維持のための措置を補完する役割を果たしているのではないかと、言い換えれば、干渉国や被干渉国の安全保障上の利益というよりも、むしろ国際平和の維持という国際社会全体の利益を目的とするものとして正当化されているのではないかと推論することができる。このような観点から、本研究では、「要請による干渉」の具体的事例において、国連安保理の措置との関連性の有無および関連性の性格について検討した。

(2) 同意・要請なき干渉の目的との比較

近年のシリアやイラクにおける対内的武力紛争に関しては、政府の同意や要請による干渉と並行して、そのような同意・要請を得ないまま実行される軍事介入が観察される。さらにこのような同意・要請なき干渉は、多くの場合干渉国の自衛や安全保障上の利益の実現がその目的として掲げられている。そこで、これらの事例における同意・要請なき干渉は、政府の同意や要請による干渉と補完的に展開しており連続的に捉えることができるのか、それとも実態において両者に矛盾対立が見出されるのかを検討することによって、政府の同意や要請による干渉も、自衛や安全保障上の利益の実現をその目的とするものであるか否かの示唆を得ることができる。

(3) 「要請」と「同意」の区別

干渉の目的を解明する際には、「要請」と「同意」の区別が重要である。もし干渉が被干渉国の安全保障上の利益の実現を目的とするなら、干渉の必要性の判断権はもっぱら被干渉国にあり、干渉が正当化されるためには被干渉国の「要請」が必要となると考えられる。他方で、干渉の目的が干渉国の安全保障や国際平和の実現であるならば、干渉の必要性の判断権は干渉国や国連

安保理などに帰属し、被干渉国は干渉の申し出に対して「同意」すれば十分であると考えられる。そこで本研究では、国家実行の検討に基づき、「要請」または「同意」の概念的区別について分析した。

4. 研究成果

(1) 国連の集団安全保障体制の補完：国際社会全体の利益

まず、国連安全保障理事会の措置との関係性の検討により、近年においては、国連憲章の集団安全保障体制を補完するものとして、「要請による干渉」が積極的に位置づけられつつあると解釈することができる国家実行が登場している。その典型的な事例として、2013年の、マリ政府の要請に基づくフランスのマリ内戦への軍事介入がある。

マリにおいてはかねてより北部において分離独立を目指す武力勢力が活動していたが、さらにさまざまなイスラム主義勢力も登場し、内戦が激化した。安保理は、2011年の段階で、リビアから流入する武器の増大がイスラム主義勢力によるテロを助長していることに懸念を表明していた。2012年春には軍事クーデターやその收拾のための暫定政府の樹立合意など、混乱に拍車がかかった。このような中、安保理は、マリ北部におけるテロ組織および犯罪ネットワークの活動が地域に対する深刻かつ緊急の脅威であることを認め、マリの事態を平和に対する脅威と認定し、国連憲章第VII章に基づきアフリカ諸国による支援部隊(AFISMA)に武力行使を授權した(安保理決議2085)。しかし、AFISMAの展開が始まる前に、反政府勢力が大規模な攻勢を開始した。危機に陥ったマリ政府は、フランス政府に軍隊派遣を要請し、フランス政府は当該要請を法的根拠としてマリ内戦に軍事介入した(S/2013/17)。

安保理は、このフランス軍の介入を「テロリスト、過激派および武装集団の南部への攻勢を阻止するため」の迅速な行動として歓迎した(安保理決議2085)。さらに安保理は、マリ国連平和維持活動(MINUSMA)の活動を支援するために武力を行使する権限をフランス軍に授權した(安保理決議2085)。こうしてフランス軍は、一方でマリ政府の要請に基づき反テロ作戦を実行するとともに、他方で安保理の授權に基づき国連活動を支援するという、二つの役割を負うこととなったのである。

(2) 自衛に基づく内乱への軍事介入との連続性：干渉国の安全保障上の利益

近年の国家実行では、非国際武力紛争下の他国領域内のテロリスト武装集団からの攻撃を当該領域国が防止する「能力や意思を欠く(unable or unwilling)」場合には、当該領域国政府の同意や要請がなくとも、武装集団からの現実のまたは急迫の攻撃に対し一國は自衛権を行使できると主張される(たとえば、The White House, Report on the Legal And Policy Frameworks Guiding the United States' Use of Military Force and Related National Security Operations (2016), p. 10)。実際米国は、イラク領内におけるイラク政府とイスラム国(ISIL)との武力紛争についてはイラク政府の同意に基づき軍事介入する一方で、内戦下のシリア領域内にいるISILについては、イラクや米国に対するISILの攻撃を防止する意思も能力もシリア政府に欠けているとして、自衛権に基づきシリア領域内のISILに対し軍事力を行使した(S/2014/695)。

このような自衛権を根拠とした他国の非国際武力紛争への軍事介入の主張は、目新しいものではなく、19世紀以来の歴史がある。本研究による国家実行の検討によれば、19世紀においては、アーヘン議定書の規則に基づき、既存政府の同意が一時強調されたが、ベルギー事件以降は重要視されなかった。1849年のハンガリー事件にみられるように、同意の有無は、干渉の決定的根拠ではなくひとつの考慮要因に過ぎなかった。言い換えれば、同意の有無は、国際法規則上の基準ではなく、英国が主張した、法規則化できない「自己保存」ないし「自衛」の必要性の判断に際して、当事国間の地理的關係や人的關係、条約關係などとともに、考慮される要素であったように思われる。20世紀の米州の国家実行では、ニカラグアに対する米国の「干与」の実践において、既存政府の同意が言及されていた。しかし在外自国民保護のための「干与」は、既存政府の同意の存在を要件とするとは考えられていなかった。ここでも、既存政府の同意は、法規則ではなく、私契約上の關係を含む二国間の具体的な關係とともに、「干与」の根拠としての「自己保存」ないし「自衛」の必要性の有無の判断の一要素として考慮されるに過ぎなかったと解釈することができる。

これに対して、友好關係原則宣言の起草過程における議論は、既存政府の同意・要請をより重視するものであった。これは、武力行使禁止原則の確立の結果、当該原則との抵触を回避する必要があるものと解釈することができた。武力行使禁止原則の確立の結果、内乱時における軍隊の派遣は、それが武力行使と評価される限りにおいて、自衛または安保理の措置と性質決定されえない場合には、すべて違法な武力行使と評価されることになる。そのため、内乱への軍隊派遣が武力行使禁止原則に抵触しないためには、当該軍隊派遣が相手国の同意に基づいており、そもそも武力行使には当たらないと主張できることが必要条件となったと考えることができたのである。しかしこの場合も、干渉の正当化には、当事国間の友好と歴史の諸紐帯が創設した「相互信賴關係」が必要とされており、同意だけで十分であるとは捉えられていなかった。歴史の諸紐帯が創設した「相互信賴關係」を要件とする点で、単に同意や要請があれば介入できるのではなく、19世紀以来の国家実行を引き継いで、干渉国の安全上の利益への脅威が必要とされることを示唆しているのである。このような「相互信賴關係」は、19世紀以来の国家の「自己保存」または「自衛」という内乱への軍事介入の根拠を引き継ぐものと捉えることができる(藤澤巖『内政干渉の国際法：法の適用問題への歴史的視座』(岩波書店、2022年))。

つまり、近年主張されている自衛権に基づく内乱への軍事介入と、友好関係原則宣言で主張されていた政府の同意・要請に基づく軍事介入とは、いずれも、干渉国の安全保障上の利益に基づく内乱への軍事介入という19世紀以来の国家実行に由来するものという点で、連続性を有すると解釈することができる。言い換えれば、諸国は、安全保障上の利益に基づく内乱への軍事介入のうちで領域国政府の同意・要請により法的に正当化できない部分について、自衛権によって補充的に正当化していると捉えることができる。つまり既存政府の同意・要請と自衛権が併用されたISILの事例などは、要請による干渉においても干渉国の安全保障上の利益の実現という目的が主要な正当化根拠となっていることが浮き彫りになる。

(3) 同意と要請の区別とその帰結：被干渉国の安全と秩序の利益

「要請による干渉」に関する従来の学説では、領域国政府の「同意(consent)」と「要請(request)」とはとくに区別されていない(最近の例として、Seyfullah Hasar, *State Consent to Foreign Military Intervention during Civil War* (Brill Nijhoff, 2022), p. 6)。しかし、国際法一般に視野を広げれば、領域国政府の同意と要請とは、法的に区別される概念であると考えることが可能である。

まず「同意」についての国際法の規定としては、国連国際法委員会(ILC)が定式化した国家責任条文20条が代表的である。同条は違法性阻却自由としての国家の同意を規定するものであり、国家の同意は、もし同意がなければ当該国の法的権利・利益の侵害となった行為の違法性を除去するものといえる。実際、ILCの第一読草案の注釈では、他国の対内騒乱や反乱の鎮圧のための一国による軍隊派遣について、同意がなければその国の主権侵害となると指摘されている(*Yearbook of the International Law Commission 1979, Vol. 2, Part 2, p.110*)。つまり、他国の法的権利・利益の侵害に当たる行為を法的に正当化する場合には、当該国の「同意」が必要とされることができると考えることができる。ほかの例として、たとえば国連海洋法条約(UNCLOS)は、大陸棚に対する沿岸国の主権的権利は「沿岸国が大陸棚を探索せず又はその天然資源を開発しない場合においても、当該沿岸国の明示の同意なしにそのような活動を行うことができないという意味において、排他的である」(UNCLOS77条2項)と定める。この規定は、沿岸国以外による大陸棚の天然資源の開発は沿岸国の主権的権利の侵害であり、この侵害を正当化するためには同意が必要とされることを示している。また、ウィーン外交関係条約は、「派遣国は、接受国による事前の明示の同意を得ないで、使節団の設置の場所以外の場所に、使節団の一部を構成する事務所を設置してはならない」(ウィーン外交関係条約12条)と規定する。国際司法裁判所(ICJ)の裁判例によれば、この規定で接受国の同意が要件とされるのは、使節団の設置の場所以外の場所に使節団の一部を構成する事務所を設置されると、接受国は当該事務所の安全の確保のために特別の対応を取らねばならないからであると指摘している(*Immunities and Criminal Proceedings (Equatorial Guinea v. France), Judgment, I.C.J. Reports 2020, pp. 321-322, para. 68*)。つまりICJは、接受国に新たな負担を課すので、当該国の同意が必要になると判示していると解釈することができる。以上をまとめるなら、国際法一般に、国家の権利・法的利益を侵害する行為を法的に正当化する場合には、当該国の「同意」が必要とされると結論付けることができる。

他方、「要請」が要件とされる代表例は、集団的自衛権である。ニカラグア事件におけるICJの判決に従えば、集団的自衛権は、武力攻撃を受けた被害国の利益のために行使されるものであり、その結果、第三国が集団的自衛権を行使するためには、当該被害国による援助の「要請」が存在しなければならない(*Military and Paramilitary Activities in und against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), Merits, Judgment, I.C.J. Reports 1986, pp. 103-105, paras 195-199*)。この多数意見をJennings判事は、その反対意見において「代理防衛(vicarious defence)」と性格づけた(*Ibid.*, p. 545)。このようにニカラグア事件判決からは、集団的自衛権の行使のような相手国の利益のための行動については、当該相手国の「要請」が必要とされることが示唆されるのである。また、ウィーン外交関係条約46条は、「派遣国は、接受国に使節団を設置していない第三国の要請に基づき、接受国の事前の同意を得て、当該第三国及びその国民の利益を一時的に保護することができる」と規定する。ここでは、同意と要請が区別されている。第三国とその国民の利益のための派遣国の行為(いわゆる利益保護国としての活動)については当該第三国の「要請」が求められ、他方、この派遣国の行為により負担を負う接受国については、当該接受国の「同意」が要件とされていると考えることができる。より一般に、利益保護はその利益が保護される国家の正式の要請なしには付与されることはできず、また利益保護国は、当該国に一時的に委任された被保護国の権利義務を行使するものとされている(*William McHenry Franklin, Protection of Foreign Interests: A Study in Diplomatic and Consular Practice (United States Government Printing Office, 1947), Chapter IV*)。さらに、UNCLOS108条2項は、「いずれの国も、自国を旗国とする船舶が麻薬又は向精神薬の不正取引を行っているに信ずるに足る合理的理由がある場合には、その取引を防止するため他の国の協力を要請することができる」と定める。この規定も、旗国の利益のための他国の協力行為については、旗国の要請が必要であるという趣旨と解釈することができる。実際、ヨーロッパ人権裁判所は、第三国が先に協力を要請しそれに旗国が同意したに過ぎない場合は108条2項でカバーされないと判断した(*European Court of Human Rights, Grand Chamber, Case of Medvedyev and Others v. France (Application no. 3394/03), Judgment, 29 March 2010, paras. 10, 84*)。つまりヨーロッパ人権裁判所は旗国の要請と旗国の同意とを区別しているのである。以上をまとめれば、国際法一般に、相手国の利益のための一国の行動を法的に正当化する場合には、当該相手国の「要請」が必要であり、行為国の申し出に対し相手国が「同意」だけでは十分でないと考えられることができる。

そして、このような「同意」と「要請」との概念上の区別は、「要請による干渉」の国家実行にも見出すことが可能である。たとえば ICJ の 2005 年のコンゴ軍事活動事件判決においては、コンゴ領内でのウガンダ反政府勢力の鎮圧というウガンダの安全保障上の利益のためのウガンダ軍のコンゴ領内への派遣については、コンゴ政府の「要請」の有無ではなくもっぱらその「同意」のみが判断の基準とされている (Armed Activities on the Territory of the Congo (Democratic Republic of the Congo v. Uganda), Judgment, I.C.J. Reports 2005, paras. 42-54)。また、米国大統領が策定した米国軍隊の武力行使の法的枠組 (The White House, Report on the Legal And Policy Frameworks Guiding the United States' Use of Military Force and Related National Security Operations (2016), pp. 9-11) ではもっぱら領域国の「同意」だけに言及するが、これはこの枠組が米国の「安全保障上の活動 (national security operations)」を対象とするためであると考えられる。これらの事例は、干渉国の安全保障上の利益のための他国の内乱への軍事介入は当該他国の主権の侵害になるので、当該介入を法的に正当化するためには当該他国の同意が必要となることを示唆するといえるだろう。これに対し、ニカラグア事件本案判決では、「すでに国家の政府の要請 (request) に基づいて許容されうる (allowable) 干渉が、反政府勢力の要請に基づいても許容されるのなら、不干渉原則に何が残されるのか理解するのは困難である」(p. 126, para. 246) と判示されている。ここで裁判所が「要請」を用いているのは、この事件の主題が米国によるニカラグア反政府勢力の支援という相手方の利益のための活動であったためであると解釈することができる。国家実行においても、たとえば 2022 年 1 月のカザフスタンでの反政府暴動の鎮圧のためのロシア軍を中心とする集団安全保障条約機構 (CSTO) 平和維持軍の派遣は、カザフスタン政府の「要請」に基づいて正当化されている (S/PV.8967)。「同意」ではなく「要請」が根拠とされているのは、カザフスタンの安全と秩序の利益のための活動であるがゆえであると解釈することができるのである。

(4) 結論

以上の検討結果からは、国家実行上観察される「要請による干渉」は、「自衛」・「自己保存」といった干渉国の安全保障上の利益の実現、国内の平和・秩序維持といった被干渉国の安全保障上の利益の実現、国際の平和と安全といった国際社会全体の利益の実現のいずれかの目的に収斂するような一貫した傾向は示していないことが明らかになった。むしろ のいずれの事例も見出すことができ、「要請による干渉」を正当化する諸目的は拡散傾向にあると考えることができる。また本研究からは、被干渉国の利益のための行動である の場合には「要請」が求められるが、干渉国や国際社会全体の利益の実現のために被干渉国の主権を侵害する行為に当たる の場合には「同意」で足りることも示唆される。今後は、このような「要請」と「同意」の区別を含め、 の諸目的それぞれに応じた法的要件のさらなる明確化に向けた理論構築が課題となると結論付けることができる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 藤澤巖	4. 巻 37
2. 論文標題 不干涉原則と情報の自由	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 9-15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 藤澤巖	4. 巻 119巻2号
2. 論文標題 条約の近似的適用論の再検討：条約体制における趣旨目的の作用の一側面	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 273-299
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 藤澤巖	4. 巻 35号
2. 論文標題 世界保健機関(WHO)の国際保健規則と入港拒否	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 30-36
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 藤澤巖	4. 巻 693
2. 論文標題 海面上昇による気候変動避難民と国際法の対応	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際問題	6. 最初と最後の頁 38-46
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤澤 巖	4. 巻 486
2. 論文標題 感染症のグローバル・ガバナンス：世界保健機関(WHO)事務局長の権能とその統制	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 28-32
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計5件

1. 著者名 藤澤 巖	4. 発行年 2022年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 380
3. 書名 内政干渉の国際法	

1. 著者名 石戸 光、水島 治郎、張 暁芳	4. 発行年 2022年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 200
3. 書名 アフターコロナの公正社会（担当：第1章「COVID-19ワクチンのグローバルな配分制度COVAXと公正：被影響者の意思決定への参加の限界」	

1. 著者名 水島治郎, 米村千代, 小林正弥	4. 発行年 2021年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 296
3. 書名 公正社会のビジョン：学際的アプローチによる理論・思想・現状分析（担当：第12章「条約の脱退条項の機能 その発動は公正な国際制度の否定か？」）	

1. 著者名 Lee, Hee Eun et al. eds.	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Brill Nijhoff	5. 総ページ数 586
3. 書名 Encyclopedia of public international law in Asia, Vol. 1. Northeast Asia (contribution: "2.1 Understanding of Statehood", "2.2 Practice on Recognition of States", "2.3 Berne Convention Case", "2.4 Practice on Recognition of Governments", "2.5 Recognition of the Government of the People's Republic of China"))	

1. 著者名 森肇志・藤澤巖・玉田大・竹内真理・伊藤一頼・北村朋史	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 387
3. 書名 分野別国際条約ハンドブック	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------